

基幹放送用周波数使用計画の一部を変更する告示案等に対する意見

告示・訓令名	ページ番号	条項番号	意見
全体			<ul style="list-style-type: none"><li>・総務省においては、今回の制度整備に留まらず、FM転換およびAM局廃止に関する今後の政策や方針の全体像を、できる限り明確に示していただきたいと考えます。</li><li>・先の「AM局の運用休止に係る特例措置に関する基本方針(案)」の意見募集において、民放連およびラジオ各社は、「民間ラジオ放送事業者のAM放送のFM放送への転換等に関する『実証実験』の考え方」(2020年12月)との関係性の明記を含め、多岐にわたる意見を述べております。総務省はこうした意見に対する認識や見解を丁寧に説明するとともに、今回の意見募集においてもラジオ各社の個別の意見を十分に把握し、今後の政策の検討に活かしていただくよう要望します。</li></ul>
電波法関係審査基準	2ページ	別紙1第22(7)(オ)	<ul style="list-style-type: none"><li>・FM補完中継局の目的において、従来の「災害対策」「都市型難聴対策」「外国波混信対策」「地理的・地形的難聴対策」に加えて、新たに「放送確保対策」を追加することは、AM社が経営判断により実施可能な選択肢を拡げるものであり、妥当なものと考えます。</li></ul>
基幹放送用周波数使用計画	2ページ	第15	<ul style="list-style-type: none"><li>・「放送確保対策」のための「その他の補完中継局」の周波数を90~95MHzとすることは、妥当なものと考えます。</li></ul>